

「黒い雨」訴訟と被爆者問題

増田 善信

はじめに

7月14日、広島高裁は原告全面勝利の画期的な判決を下した。これは昨年7月29日の広島地裁の原告全面勝利の判決に対する控訴審である。広島市・県は上告を渋っていたが、菅政府はあくまでも上告を狙っていた。

原告団、弁護団はもちろん、多くの国民が上告断念を願った。私も上告断念の署名を急遽立ち上げた。「平均年齢83歳の原告84名は、2015年の提訴以来6年、この裁判の中で15名が亡くなっている。これ以上の裁判は人道に反する」と訴え、最後は「これ以上の裁判は死を宣告するに等しい」とまで言って、「上告断念」の論陣を張った。実質僅か7日という短時間であったが8244筆の署名が集まり、広島の代表が7月25日午前、広島市長と広島県知事に、地元国会議員団が同日午後厚労省に署名簿を手交した。そして、その日の午後4時の記者会見で菅首相が上告断念を発表した。

なぜ、「黒い雨」の調査をはじめたか

私が「黒い雨」の再調査を始めたのは1985年に遡る。私は、原水爆禁止1985年世界大会広島大会の国際会議に参加した。『核の冬—核戦争と気象異変』を出版した直後であったので、「核の冬」の危険性と核兵器廃絶の緊急性を訴えた後、「最近『核の冬』を起こさない程度の小型核兵器の研究が進んでいるが、超小型の広島原爆でも14万人が殺傷されたうえ、「黒い雨」という形で環境まで壊された」として宇田道隆博士の「黒い雨」の話をした。

すると被曝者が発言を求め、「宇田氏の黒い雨には迷惑している」という趣旨の思いもよらない発言をした。驚いた私は、休憩中に、その人のところへ行った。その人こそ「黒い雨の会」の事務局長村上経行さんで、開口一番「あなたは気象の専門家だそうだが、あんな激しい積乱雲から、こんな綺麗な卵型の雨が降ると思いますか」と言われた。私は“頭を殴られたような”ショックを受けた。激し

い積乱雲から降る雨は不規則に降るのが常識で、私は宇田先生の業績の評価に気を取られ、内容を吟味することを怠っていたのである。即座に「私の責任で再調査します」と約束したのである。

暫定的な雨域の発表

再調査を約束したが、どうすればいいか分からなかった。やむなく、被爆者の手記集を読むことから始めた。これは本当に苦しい仕事であった。どの手記も涙なしには読めないものばかり、しかも黒い雨の記述があるとは限らないから最後まで読まねばならない。

今一つの困難は、宇田先生のオリジナルの資料の発掘だった。宇田論文には資料の一部しか載っていなかった。再調査である以上、宇田先生の資料の上に新しい資料を加え、同じ手法でまとめる必要があった。八方手を尽くし、やっと気象研究所長が現海洋大学石野研究室に保管されていることをみつけてくれた。このような努力の後の1987年5月、日本気象学会春季大会で「暫定的」として「広島原爆後の黒い雨はどこまで降ったか」を発表した。

すると、新聞やテレビで発表された降雨図を見て、もちろん、広島のほか、全国から「私が住んでいたところに入っていない」、「調査をやっていないのではないか」という電話や手紙が殺到したのである。現地調査を決意した。

現地調査と「増田雨域」の完成

1987年6月13、14の両日、「黒い雨の会」の協力を得て現地調査に入った。湯来町、豊平町、加計町、安佐南区安古市町、佐伯区五日市町の5か所で、湯来町の約200人をはじめ、全体で349人が集まってくれた。全体で72人がマイクで証言し、アンケート用紙約1300枚を配った。

なぜ、マイクを使ったか。被爆後42年、記憶も薄れているが他の人の証言を聞き、思い出すこともあり、顔見知りの前の証言では誇大な証言にはならないであろうと考えたからであった。この現地調査はマスコミも大々的に報道してくれたので、独自に「聞き取り調査の集まり」を開いてその録音テープを送ってくれたり、アンケ

ートを集めてくれたり、マスコミのインタビュー記事を送ってくれたり、多くの資料が集まった。

当時は住居変更がなされた直後で、新住所・旧住所が入り混じっていて分類に苦労したが、広島市内は旧町内ごと、市街は5万分の1の地図上の部落ごとに分類し、大学ノート2冊の見開きのページごとに、旧町内、部落を割り当て、ページを開くと、特定の旧町内や部落の状況がすべて掴めるようにして、聞き取りやアンケートの雑多な資料を総合的に判断して、宇田先生の、小雨、中雨、大雨を決めていった。日本気象学会機関誌『天気』に発表した論文には宇田論文と同じ、降雨域、降雨開始時刻、継続時間などを載せたが、「黒い雨の会」の学習会や対市・対県交渉に間に合わせるために、降雨域を急いで作った。その結果、1987年7月半ば過ぎにはいわゆる「増田雨域」は完成し、マスコミでも話題になり始めていた。

1987年8月6日の「広島の日」に当時の中曽根康弘首相が広島を訪れ、恒例の「被爆者との懇談会」に出席した。懇談会後の記者団との懇談の中で、記者から「『増田雨域』が発表されたが、これは『基本懇』の「科学的・合理的根拠にはならないのか」という質問が出た。これに対し、中曽根首相が「検討してみよう」と約束し、その結果、1988年8月「黒い雨に関する専門家会議」が開かれたのである。

基本懇とは厚生大臣の私的諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」で、1980年12月、厚生大臣に「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」という報告書を提出した。これは、戦争による犠牲は、「すべての国民が等しく受任しなければならない」として、「国家補償による被爆者援護法をつくれ」という被爆者の要求を抑え、「被曝地域の指定は、科学的・合理的な根拠がある場合に限定して行うべきである」として、「黒い雨地域全域を被曝地域に」という要求を無視するものであった。

専門家会議と検討会

中曽根首相肝いりの前記「専門家会議」は1988年8月～1990年11月まで9回開かれた。主要なテーマは①土壌の残留放射線、②数

値シミュレーション、③染色体異常による放射線被ばくの人体影響だった。しかし、土壌汚染は相次ぐ核実験の影響で検証不能、染色体異常も降雨地域と対象地域で統計的有意の差がなく、人体への影響を明確に示唆する結果は得られなかった。唯一重視されたのが数値シミュレーションで、吉川論文と丸山・吉川論文が検討された。私は、計算に使われた格子点にまで遡って検証し、両論文とも科学論文とはいえないことを明らかにし、公開質問状を出したが返事はなかった。最も驚いたのは、同じ方程式、境界条件、初期条件を使いながら違った図が計算されていたのである。別々の論文だから重ねてみることをしなかったため気付かれなかったのかもしれないが、私は重ねた図を公開して、科学者としてあってはならない行為として批判した。さらに驚いたのはこの検討会は、吉川氏の結果を採用し、「これまでの降雨域（いわゆる宇田雨域）の範囲とほぼ同程度（大雨地域）であるが、火災雲の一部が東方向へはみだしているとの計算結果となった」として、地域拡大を拒否したことである。

2008年、広島市・県は、被曝地域拡大のために、原爆体験によるPTSD（心的障害後ストレス障害）について大掛かりなアンケート調査を行った。そのアンケートの中に「黒い雨」に関する設問もあり、それを利用して大瀧広島大学教授が「大瀧雨域」を発表した。2010年、広島市・県は厚労省に「被曝地域」拡大の要望書を提出した。厚労省はこれに応じて『原爆体験者等健康意識調査報告書』等に関する検討会」を設置した。この検討会は2010年12月から2011年9月まで9回開かれた。

私は第8回を除くすべてを傍聴した。参考人として出席した今中哲二京都大学助教が「広島原爆“黒い雨”にともなう放射性降下物に関する現状」を報告した。最も驚いたのは、残留放射線について問われ、誘導放射線の残留放射線の減衰率の図を示し、「大体半年くらいで自然のバックグラウンドに落ちます。1年たったらサーベイメーターを持って行って地面の上で測ってもまず無理でしょう」と言い切ったことである。黒い雨など核分裂生成の核種が含まれている残留放射線の危険性は全く触れなかった。

今一つ驚いたことは、ワーキンググループ「黒い雨降雨時間の地

理分布について」をつくっていないながら、黒い雨には爆発直後に同心円的なキノコ雲から降る雨と、火災積乱雲から降る雨があることを、委員の誰も知らなかったため、「爆心近くと 20 km も離れたところに同時に雨が降るはずはない」ので、アンケートに信憑性がないとして、またもや地域拡大を拒否したことです。

私は 1988 年の専門家会議にも、2010 年の検討会にも招かれなかった。私が出席しておれば、これらの会で問題になっていたことはたちどころに氷解し、地域拡大はとっくに実現していたであろう。なぜ、私が招かれなかったか。それは私が「黒い雨の会」の援助を受けて調査をしたことだと言われている。

今後の闘い

私の「増田雨域」が評価されたのは 2020 年 7 月 29 日の広島地裁判決であった。原告 84 名全員に被爆者健康手帳の交付を、広島市長、広島県知事に命じた高島裁判長は、その判決文の中で「『増田雨域』は最も優れている」と評価した。その結果であろう、日本被団協の推薦ではあるが、2020 年 11 月 16 日に始まった「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」に初めて参加することができるようになった。

2021 年 7 月 14 日に前年の地裁判決を上回る画期的な判決を出した西井裁判長も「増田雨域」を高く評価している。「増田雨域」を発表したのが 1987 年 7 月(公式には 1989 年 2 月)、それから 33 年。やっと日の目を見た「増田雨域」、感慨深いものがある。

しかし、闘いはこれからである。原告団、弁護団、そしてそれを支える多くの国民の力で、菅政権による上告を断念させることができた。しかし、原告と同じ条件の人がお隣に住んでいるかもしれない。けれど、その人には被爆者健康手帳は未交付だ。爆心の南の倉橋島や江田島の人たちは話題にもなっていない。長崎の原爆体験者の方々にも、島原半島の先端に住む人にも、被爆者健康手帳交付の気配もない。

一番大きな問題は福島第一原発事故による被曝者であろう。唯一全県的な検診が行われていた甲状腺がんの検査さえ、「過剰診断」

などと称して検査の縮小・中止すら話題になっている。その他の残留放射線の影響を受けた人は検査さえ実施されていない。これらの人々の救済は早急に始めなければならない。国際的に見れば、ネバダやセミパラチンスク、ビキニ、タヒチなどの核実験の被爆者、ハンフォードやチェリアビンスクなど核兵器製造過程で被曝した人たち、スリーマイルやチェルノブイリの原発事故の被災者など、まさに地球被曝の問題も解決が待たれている。幸い、核兵器禁止条約第6条には核戦争や核実験、核兵器製造などで被害を与えた国はその被害を補償しなければならないことが決められている。大きな国際的運動を立ち上げなければならない。しかし、核兵器保有国や、その核の傘の中にいる国々は、まだまだ消極的である。

わが国でも、7月14日の高裁判決の上告は断念させたが、その時の首相談話には注意をしなければならないと思う。確かに「原告と同じ事情にあった方々については、訴訟への参加、不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討する」と約束しているが、一方で、『黒い雨』や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点は、これまでの被爆者援護制度の考えと相容れないものであり、政府としては容認できるものではない」と述べている点である。

私は放射線の専門でないので正確なことはわからないが、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響の科学的な線量推計ができるのであろうか。「内部被曝の健康影響の科学的な線量推計」が、「基本懇」の「科学的・合理的証拠」と同じ役割を果たすことになりはしないかと危惧している。地域による「線引き」によって被爆者を分断するようなことをしてはならない。

私はこの37年の「増田雨域」の闘いを経て、社会は私たちの力で変えられることを実感した。このことを信じて一層闘いを進めようではないか。

（「豊かな狛江」2021年9月号より転載）

